

【 別 紙 】

学校において予防すべき感染症の種類（学校保健安全法施行規則 第 18 条）と
出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則 第 19 条）

分類	種類	出席停止の期間の基準
第一種 （発生は稀だが重大な感染症）	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）	治癒するまで
第二種 （飛沫感染し、流行拡大の恐れがある感染症）	インフルエンザ （鳥インフルエンザを除く）	発症した後（発熱の翌日を 1 日目として）5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	全ての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種 （学校において流行を広げる可能性がある感染症）	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（感染性胃腸炎、流行性嘔吐下痢症、溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、等）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

第一種：感染症法の一類感染症と、結核を除いた感染症法の二類感染症

第二種：出席停止期間は基準であり、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めときはこの限りでない

第三種：その他の感染症・・・学校において通常見られないような重大な流行が起こった場合に、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症として措置することができる感染症
（学校までお問い合わせください。）